

「空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書」に関する陳情

（総務委員会付託）

受理番号 第 131 号

受理年月日 平成 24 年 11 月 26 日

付託年月日 平成 24 年 12 月 4 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 先の大戦から 67 年が経過した今日まで空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などの民間人被害者への救済、補償はなくまったく放置され、一方、軍人・軍属には戦後 52 兆円にのぼる国費で年金、恩給で救済している不当な差別に反対し、この不条理を正すために全国空襲被害者連絡協議会を結成し、裁判（最高裁）と「空襲被害者等援護法」（仮称）の立法化を目指して努力しています。

先の大戦の空襲、艦砲射撃による甚大な被害は、200 都市を廃墟にし、死者推定 50 万人を超えるなど被害は全国に及びました。東京では推計 10 万人を大きく超える死者、市街地の約 70% が廃墟となり被災者 300 万人にのぼりました。

焼夷弾の無差別爆撃で烈風烈火の中を逃げまどい、橋上や路上で折り重なるようにして窒息死したり、熱さに耐えられず川に飛び込み、川面は溺死体で埋め尽くされるなどの惨状となりました。

多くの被害者は、この空襲で傷害者となり、今も入退院を繰り返している人、両親、兄弟を亡くし孤児となり路頭に放り出された人々など筆舌に尽くせない悲惨な体験を引きずって今を生きています。被害者は高齢化し「このままでは死ぬに死にきれない」と孫子の代に戦争の惨禍を繰り返さない平和な日本を手渡そうと頑張っています。

国は、凄惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用もせず、空襲被害の追跡調査や空襲死者、被害者数などの調査もされず放置され、空襲資料館すらありません。

国際的には、先進国の多くは軍人・軍属と民間人の区別なく等しく救済、補償されています。

今、空襲被害者の救済と補償を求める運動に支持と共感の声が広まっています。マスコミ報道では、最近 NHK の「東京大空襲 67 年、遺族たちの叫び」の報道や被害者の体験報道などが続き、東京高裁判決後は「辛苦 67 年、受忍しろとは」（東京）、「国、できるところから援護を」（朝日）、「人道主義で立法を急げ」（東京）など主要各紙で報道されています。

国会では、超党派の「議員連盟」が結成され 6 月 13 日「立法案要綱」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めています。

また、長崎県の佐世保市議会では、意見書を議決し国会に提出しました。貴議会におかれましても、政府に対し「空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書」の提出をすることについて、採択をしていただきますようお願い申し上げます。